**カーボンニュートラル広報・発信事業業務　仕様書**

**業務名称：カーボンニュートラル広報・発信事業**

**委託期間：契約締結日から令和８年３月31日**

1. **事業の趣旨・目的**

大阪府では、令和４年度にカーボンニュートラル（以下「CN」）技術開発・実証事業を創設し、万博時の披露を目指し採択事業（以下「CN採択事業」）の技術開発の支援をしてきたところです。

万博を契機とした、CN技術の披露については、技術の認知度拡大につながるよう、技術の披露内容を発信するとともに、事業化の可能性を高めるために、これらの技術によってCNが実現した未来社会の姿を、ビジネスパーソンや一般来場者に体感してもらうことが必要です。

そこで、万博会場内外で多くの来訪者や事業者等に向けてわかりやすくインパクトのある形で発信するとともに、会場外でのプロモーションによる企業間のマッチングなどを実施することで、大阪でのCN技術分野のビジネス機会の創出や新たなチャレンジを呼び込み、大阪の次世代グリーンビジネスの展開・拡大を図ることを目的に本事業を実施します。

※（参考）

・大阪府CN技術開発・実証事業HP

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o110020/energy/carbonneutral/index.html>

**【活動指標】**

|  |  |
| --- | --- |
| **指標** | **目標数** |
| 展示・発信でのCN技術を有する府内企業の取組み露出回数 | 5,000日・社以上  ※万博の開催期間（～令和７年10月13日）が終了するまでに3,500日・社以上、開催後1,500日・社以上  ※WebやSNSでの発信については内容を更新毎のカウントとする。 |
| マッチング参加企業数 | 200社以上 |

1. **委託業務概要**

本事業は、次の(1)～（3）の業務により、万博期間中の万博会場内外及び万博後において、CN技術の広報・発信や会場外でのプロモーションによる企業間マッチングを実施する。また、業務の結果・成果について、令和８年３月末までに最終報告書を作成し府に提出する。

なお、本仕様書に記載している業務内容については、基本的事項を示したものであり、本プロポーザルの実施により決定した受託事業者と企画提案等を調整した上で確定する。

(1) 万博の共同出展会場の企画・デザイン・運営

(2) CN技術の披露に向けたデジタルコンテンツ製作とプロモーション

(3) 万博会場外における展示の企画・デザイン・運営

1. **業務内容**

(1) 万博の共同出展会場の企画・デザイン・運営

CN技術をわかりやすくインパクトのある形で発信するため、万博会場であるフューチャーライフビレッジ内の期間展示「フューチャーライフエクスぺリエンス」（以下「FLE」）で、府のCN採択事業（令和４年度から６年度）の各分野の成果を監修し、CNが実現した未来社会を体験できる空間展示の企画・デザイン・運営を行う（FLEステージ及びバーチャル万博の活用含む）。

【FLEでの展示について】

１　日時　令和７年10月７日（火曜日）から令和７年10月13日（月曜日）

２　場所　大阪・関西万博会場内（西ゲート側）

フューチャーライフヴィレッジ　フューチャーライフエクスペリエンス

※　「フューチャーライフエクスペリエンス」は、様々な参加者が「未来の暮らし（食・文化・ヘルス

ケア）」をコンセプトとする多種多様な「問い」と「提案」を持ち寄ることで、参加者同士や来

場者との対話が生まれ、未来社会はどんな姿かをみんなで考え、共に創り出していく共創

（co-create）を実現する場です。

<https://www.expo2025.or.jp/future-index/future-life/flv/>

３ 展示内容　CN採択事業のうち６分野10件のプロジェクト

　 ※（参考）

大阪府報道提供資料（令和７年１月20日）：

2025年日本国際博覧会『未来社会ショーケース事業』「フューチャーライフ万博・フューチャー

ライフエクスペリエンス」の期間展示に参加します！

<https://www.pref.osaka.lg.jp/hodo/fumin/o110020/prs_51128.html>

４　展示スペース（屋内）　広さ62㎡（円形）、最低天井高さ　4.46m（山屋根タイプ）

　　※詳細は公募時の説明会にて別途お示ししますが、参加ができない場合はご連絡ください。

（参考）業務分担表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 業務分担表 | | |
| **業務内容** | **発注者等** | **受注者** |
| 1. 出展申込・博覧会協会への提出書類作成 | 〇（書類申請等） | ○（計画書・図面等作成等） |
| 1. CN採択事業の展示内容の用意 | 〇（CN採択事業者） |  |
| 1. 展示ブース全体（デザイン、装飾物、展示物等）の企画 |  | 〇 |
| 1. 展示に向けたスケジュールの作成・採択事業者との調整 |  | 〇 |
| 1. 展示会場全体の装飾・レイアウト |  | 〇 |
| 1. 全体展示運営 |  | 〇 |
| 1. 当日ブース搬入・設営・撤収 | 〇（CN採択事業者） | 〇※全体装飾等 |

(2) CN技術の披露に向けたデジタルコンテンツ製作とプロモーション

CNへの関心を喚起し、発信効果を高めるために、Z世代など情報の拡散力を持つ「一般来場者向け」及びCN技術を部材として組み入れたい企業や製造工程に導入したい企業等、協業の担い手となる「ビジネスパーソン向け」に、WebやSNSを活用した発信を企画し、６月中旬から実施すること。

また、7月中旬までにCN採択事業の成果（※１）を中心にCNの最先端技術及びビジネスポテンシャルの発信につながるデジタルコンテンツ（動画、プロジェクションマッピング等）（※２）を製作すること。

（※１）参考：大阪府CN技術開発・実証事業HP

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o110020/energy/carbonneutral/index.html>

（※２）デジタルコンテンツは、WebやSNSでの発信の他（1）や(3)の業務で使用することを想定して作成すること。

(3) 万博会場外における展示の企画・デザイン・運営

CNへの関心を喚起し、発信効果を高めるために、うめきた等の人が集まるスポットでの展示を実施し、多くの人がCN採択事業者や府内企業のCN技術に触れる機会を提供するとともに、CN技術の製品開発や用途開発の促進に向け、CNへの意識が高くビジネスへの参入を検討する事業者が集まる産学連携拠点やイベント等におけるビジネスマッチングにつながる展示を５月から計６回以上（万博開催期間中に４回以上、開催後２回以上）実施する（出展費用等が必要な場合は受注者負担）。

　（参考）業務分担表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 業務分担表 | | |
| **業務内容** | **発注者等** | **受注者** |
| ①　会場予約・展示概要決定 | △（会場と展示概要を受注者と事前に協議） | ○（会場と展示概要決定後、書類申請、計画書・図面等作成等） |
| ②　展示企業の決定と展示内容の確認 | 〇（展示企業決定まで。各企業の展示物は各企業が用意） | 〇（展示企業への展示物確認） |
| ③　展示ブース全体（デザイン、展示物等）の企画 |  | 〇 |
| ④　展示に向けたスケジュール、シフトの作成・展示企業との調整 |  | 〇 |
| ⑤　展示会場全体の装飾・レイアウト |  | 〇 |
| ⑥　全体展示運営 |  | 〇 |
| ⑦　当日ブース搬入・設営・撤収 | 〇（展示事業者） | 〇全体装飾等 |

　※（参考）令和６年度のCN採択技術の展示事例

　・大阪府報道提供資料（令和６年11月20日）：

「イノベーションストリームKANSAI8.0」に大阪府のブースを出展します

<https://www.pref.osaka.lg.jp/hodo/fumin/o110020/prs_51122.html>

　　　・大阪府報道提供資料（令和７年２月13日）：

「JR WEST LABO」のJR大阪駅うめきた地下口インタラクティブ空間にてカーボンニュートラル技術開

発・実証事業の体験展示を開催いたします！

<https://www.pref.osaka.lg.jp/hodo/fumin/o110020/prs_51137.html>

展示実績は公募時の説明会にて別途お示ししますが、参加ができない場合はご連絡ください。

|  |
| --- |
| 【提案を求める事項】   1. 万博の共同出展会場の企画・デザイン・運営   展示を予定しているCN技術の内容や展示ブースの大きさ、諸条件を踏まえたうえで、来場者の目を引き、訪問したくなるような全体デザイン、装飾（CNが実現した未来社会を体感できる空間）の企画案、ブース内に立ち寄らせるイベント、仕掛け等の工夫を具体的に提案すること。   1. CN技術の披露に向けたデジタルコンテンツ製作とプロモーション   CNの各分野における最先端技術やビジネスポテンシャルを幅広い主体や年齢層に、わかりやすく、効果的に訴求するためのデジタルコンテンツの種類や発信方法を具体的に提案すること。   1. 万博会場外における展示の企画・デザイン・運営   CN技術の認知度拡大につながる展示場所や展示方法、万博後のビジネス化に向けた製品開発や用途開発等の府内事業者等の連携や交流促進、ビジネスマッチングにつながる効果的な展示について具体的に提案すること。 |

**４．　事業実施体制等**

業務を確実かつ効果的に実施できる適切な人員体制を確保すること。また、事業担当者への指導・助言、マネジメントを行う業務統括者を配置し、スケジュール管理を適切に行うとともに、コンプライアンスや個人情報保護、守秘義務の遵守に関する管理を的確に行うこと。

　　なお、本事業の遂行にあたって受託事業者が行った業務の対応内容等に関する情報を蓄積し、大阪府と共有すること。

|  |
| --- |
| 【提案を求める事項】  　・事業実施体制  　・本事業を受託するにあたっての提案業者の強み（関係機関・企業ネットワーク、類似の実績、専門知識や能力等に精通したスタッフの有無など）  　・委託業務（(1)～(3)の業務毎及び全体）の実施に向けた具体的なスケジュール案 |

**５．　委託金額の上限**

金40,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

**６．　スケジュール**

委託業務について、契約締結時期（５月上旬頃を予定）から令和８年３月末までの想定スケジュールを示すこと。

|  |
| --- |
| 【提案を求める事項】  　・委託業務（(1)～(3)の業務毎及び全体）の実施に向けた具体的なスケジュール案 |

（参考）FLEでの展示に関わる提出書類の締切

令和７年６月末　　展示内容計画書、映像・プレゼンテーションコンテンツ投影計画書　等提出

令和７年７月末　　展示に関わる図面届出書、搬入出計画書、展示内容デザインデータ届出書、

　　　　　　　　　　　 映像・プレゼンテーションコンテンツ投影データ届出書　等提出

**７．　業務に関する報告**

受託事業者は、契約締結後、業務実施計画を提出すること。

また、活動指標（露出回数・マッチング件数）の状況を定期的に把握するとともに、月１回以上の頻度で大阪府と打合せをし、委託事業の実施状況を書面、口頭、電子メール等により、大阪府に報告するものとする。マッチングに関わる状況は、出展した企業へのアンケート等により、面談実施や問い合わせがあった件数・概要（会社名・商談概要）を把握すること。

なお、進捗状況が思わしくない場合等、大阪府が業務実施計画の見直しを求める場合は対応すること。

また、事業期間終了後、直ちに業務及び収支内訳内容がわかる最終報告書を大阪府に提出することとする。報告書は概要版をPowerPointで、本編をPowerPoint またはWord形式で作成すること。内容については、府ホームページで公表できるよう、展示や体験機会づくり等の場の賑わい、マッチング等の様子や企業等の参加実績を掲載し、写真等を交えて作成すること。

**８．委託業務の一般原則等**

(1) 業務上知り得た個人情報を紛失し、又は業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うこと。また、他の機関等に応募者の個人情報を提供する際には、個人情報保護に係る法令に準拠した手続により行うとともに、当該機関等との個人情報の保護に関する取り決めを交わすなど、適切な措置を講じること。

(2) 業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけること。

(3) 本事業における装飾物等成果物の著作権（著作権法第21条から第28条に定める権利を含む。）、情報（個人情報を含む）については、大阪府に帰属するものとする。また、本事業終了後においても発注者がその保有する装飾物等を活用するにあたり、著作権使用料等が別途発生しないようにし、自由に無償で使用できるものとするとともに、著作者人格権（著作権法第18条第１項、第19条第１項及び第20条第１項に定める権利を含む。）の行使をしないこと。

(4) 事業の再委託は原則禁止とし、必要が生じた場合は大阪府と協議するとともにその決定に従う。

**９．その他**

(1) 本仕様書については、プロポーザルの結果、最優秀交渉権者となった者と府との間で再度協議した上で、双方の合意が得られた内容に修正したうえで、契約時に契約書に必要な書類とともに添付する。

(2) 本事業を実施するにあたり、仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた時は、大阪府と受事業者で協議の上、業務を遂行すること。

(3) 企画提案及び契約手続きにおいて用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。

(4) 業務の実施にあたっては、効果的に成果をあげるため、大阪府と十分協議を行いながら進めること。また、本事業に必要な関係者との調整を行うこと。

(5) あらかじめ大阪府と調整したスケジュールで業務を行うこと。

(6) 納品が必要なものについて、納品日及び納品形式は別途協議し、納品場所は大阪府の指定する場所とする。

(7) 報告書等は、紙媒体に加え、電子媒体（電子媒体：Word形式及びPDF形式、CD－ROM等２枚）も提出すること。なお、報告書等の著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）は、大阪府に譲渡するものとし、作成者は著作者人格権を行使しないこと。

(8) 本業務を通じて知り得たビジネスプランその他企業情報は、契約により守秘義務を規定することとする。